

長期入院精神障害者の地域移行に向けた具体的方策について（これまでの議論の整理）

<総論>

○長期入院精神障害者に対する地域移行及び医療の現状と将来像

<具体的方策について>

ア 退院に向けた支援

アー 1 退院に向けた意欲の喚起

（１）病院スタッフからの働きかけの促進

① 病院スタッフの地域移行に関する理解の促進

- ・ 病院スタッフが、精神障害者の地域生活の実際を体験することを含めた地域移行に関する研修の在り方について、検討する。
- ・ 医師、看護師等の教育現場において、教員・学生等が精神障害者の地域移行の重要性について理解を深めるよう、情報提供について検討する。
また、医師、看護師等もその重要性について理解を深めるよう、卒後の研修について検討する。

② 退院意欲の喚起を行える環境の整備

- ・ 良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針に沿った病床機能の分化を進める。
- ・ 医師、看護師等の地域移行の在り方について、検討する。

（２）外部支援者等との関わりの確保

① ピアサポート等の更なる活用

- ・ ピアサポートの活用状況について、これまでの予算事業での実績等から検証を行う。
- ・ 入院中の精神障害者がピアサポーターや、外部の支援者等と交流する等の機会が増加するよう、病棟プログラム、作業療法への参加、交流会の開催等の在り方について検討する。

② 地域の障害福祉事業者等の更なる活用

- ・ 行政事業レビューで廃止となった地域体制整備コーディネーターについて、これまでの実績の再評価を行い、地域体制整備の在り方について検討する。
- ・ 改正精神保健福祉法に基づく地域援助事業者の活動について、施行後の実態調査により、把握する。
- ・ 退院の意思が明確でない状態からの地域移行支援の活用について検討する。

③その他

- ・精神科病院の開放的環境の整備推進の在り方について、検討する。

※ 都道府県、保健所、市町村の役割の検討や人材育成等、地域全体で精神障害者への包括的な支援を実施するための体制整備や都道府県、市町村が入院患者の実態把握の促進について検討を行う。

ア－２ 本人の意向に沿った移行支援（本人の状況に応じた移行先への「つなぎ」機能の強化）

（１）地域移行後の生活準備に向けた支援

- ・精神障害者の意思決定及び意思の表明の支援について、引き続き検討する。
- ・入院中の精神障害者が、退院後に利用可能な障害福祉サービス、介護保険サービスについて検討と準備（障害支援区分認定等を含む支給決定の申請の推進等）ができるように、取組を進める。
- ・地域生活を体験する機会の確保が促進されるよう地域移行支援の活用について検討する。

（２）地域移行に向けたステップとしての支援

- ・入院中の精神障害者に対する金銭管理を含めた生活能力の訓練の在り方について検討する。
- ・このほか、退院後生活環境相談員が退院後の地域移行に向けたステップを調整する際、退院する者の状況に応じて障害福祉サービス、介護保険サービスを利用できるよう、引き続き対応する。

※ 都道府県、保健所、市町村の役割の検討や人材育成等、地域全体で精神障害者への包括的な支援を実施するための体制整備を進める。

イ 地域生活の支援

（１）居住の場の確保

次のような居住先が考えられるが、それぞれについて、長期入院・高齢の精神障害者の受入れに係る課題解消に向け、検討する。

① 障害福祉サービス

- ・グループホーム（サテライト型住居の活用を含む）

② 介護保険サービス・老人福祉サービス

- ・ 特別養護老人ホーム
- ・ 養護老人ホーム
- ・ 軽費老人ホーム
- ・ 認知症高齢者グループホーム
- ・ 有料老人ホーム

③ その他

a. 一般住宅の活用

障害保健福祉担当部局において、退院後生活環境相談員等に障害者の住まいの確保に係る住宅施策について周知を進める。また、（自立支援）協議会が居住支援協議会と連携し、貸主が精神障害者に住宅を提供する際に必要な情報の提供等を図る。

b. その他

- ・ 生活保護受給中の長期入院患者について、障害保健福祉部局と生活保護担当部局との連携強化や直ちに居宅生活が困難な者の救護施設の活用等による地域移行の促進について、検討する。

（２）地域生活を支えるサービスの確保

① 医療サービス

- ・ 地域定着に効果的なデイ・ケア等の在り方について、検討する。
- ・ 訪問看護等、訪問による医療支援の充実の取組を進める。

② 福祉サービス

- ・ 地域移行後における生活が維持されるよう地域定着支援の活用を進める。
- ・ 居宅介護事業所の職員の精神障害者に対する支援能力向上について検討する。
- ・ 短期入所の更なる活用について検討するため、モデル事業を実施する。
- ・ （自立支援）協議会における地域移行支援部会の設置等の働きかけを進める。
- ・ 訪問による生活訓練を活用した地域生活支援の在り方について研究事業を実施する。

（３）その他

- ・ 緊急時における家族の相談を受ける拠点となる機関について、検討する。（精神保健福祉センター、保健所、相談支援事業所、地域定着支援等）

※ 都道府県、保健所、市町村の役割の検討や人材育成等、地域全体で精神障害者への包括的な支援を実施するための体制整備を進める。